

土砂災害特別警戒区域内の 建築行為について

土砂災害特別警戒区域とは

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。（土砂災害防止法 施行令第3条）

■建築確認申請について

土砂災害特別警戒区域内で居室を有する建築物については建築確認の制度が適用されます。

土砂災害特別警戒区域内の建築物を建築する場合は、事前に建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認申請書を提出し、建築主事の確認を受ける必要があります。

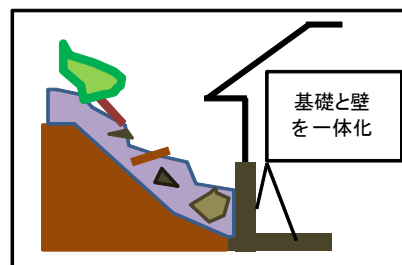
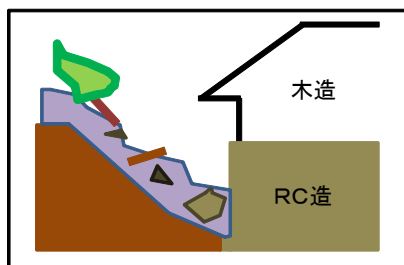
注意：土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を新築・増築・改築する際は、都市計画区域の内外、建物の規模・用途に関係なく建築確認申請の手続きが必要となります。

■土砂災害に対して安全な構造とは

例) 土石流の高さ以下は鉄筋コンクリート造にする。

土石に耐える耐力壁を設置する

基礎と壁は一体構造とする など



都市計画区域外の
4号建築物でも確
認申請が必要です。

※具体的な構造基準は建築基準法に基づく政令で定められています。

■高松市における土砂災害特別警戒区域に指定されている箇所

香川県河川砂防課のホームページから区域を確認することができます。

ホームページはこちらから → <http://www.pref.kagawa.lg.jp/kasensabo/index.html>

建築予定がある場合
は、事前に区域を確認
しましょう。

区域の問い合わせ先

※土砂災害特別警戒区域の指定等について、また、区域の具体的な箇所については

香川県土木部河川砂防課 TEL：087（832）3543

区域の具体的な箇所は下記でも確認できます。

高松土木事務所 TEL：087（889）8901（代表）

高松市役所9階 都市整備局河港課 TEL：087（839）2522